人事異動に伴う必要な手続 ①

○：必ず提出　　△：該当する場合提出

問合せ先		共済組合										互助組合	
		短期給付係						長期給付係					
		082-513-4957						082-513-4959				082-228-1386	
異動事項 ＼ 提出書類		組合員異動報告書(所属所作成書類)	組合員資格取得(継続)届書	組合員証・被扶養者証等	辞令の写し(要原本証明)	被扶養者申告書	口座番号入力通知書	年金加入期間等報告書 ※15	組合員転入届書	組合員転出届書	退職届書	㊥加入申込書	㊥退会給付金請求書
新規	a　新規採用		○		△ ※2	△	○	○ ※16				○ ※18	
新規	b　任期付職員		○		○	△	○	○ ※16				○ ※19	
新規	c　再任用職員(フルタイム)		○		○	△		△ ※16				○ ※19	
新規	d　臨時的任用職員　※1		○		○	△	○	○ ※16				○ ※19	
新規	e　会計年度任用職員のうち共済組合資格取得者		○		○ ※3	△	○	○ ※16				○ ※19	
継続	上記ｂからｅの者で任用期間延長(継続の手続きが不要となっている職員を除く)		○	○	○								
転入	他支部から(他県から)	○		○ ※4	△ ※2	△	○	○	○			○ ※18	
転入	他の公務員共済組合から(市町教育委員会･知事部局･県警等から)		○		△ ※2	△ ※5	○	○	○			○ ※18	
県内異動	県費職員→県費職員	手続不要											
県内異動	広島市費職員のうち小学校・中学校･特別支援学校間で異動する職員(教育委員会人事･給与システム対象間)	手続不要											
県内異動	県費職員→市町費職員(県立高校→市立高校 等)	○ ※6		○ ※7								○ ※18	○
県内異動	市町費職員→県費職員(市立高校→県立高校 等)	○ ※6		○ ※7								○	△
県内異動	市町費職員→同一の市町費職員(市立幼稚園→同一の市立幼稚園 等)	○ ※8		△ ※9								△ ※9	△
県内異動	市町費職員→他の市町費職員(市立高校→他市の市立高校 等)	○ ※8		△ ※10								○ ※18	△
転出	他支部へ(他県へ)	○		※11	△ ※12					○			○
転出	他の公務員共済組合へ(市町教育委員会･知事部局･県警等へ)	○		○ ※13	△ ※12					○			○
退職		○ ※14		○	△ ※12						○ ※17		○

※１　地方公務員法第22条の３などで規定する臨時的任用職員。
※２　市町費職員の場合必要。
※３　常勤の勤務時間以上で勤務した日が18日以上ある月が引き続き12か月を超えるに至った人で，さらに引き続き会計年度任用職員として勤務する場合，13か月目の初日に資格を取得するので，この間の全ての辞令の写し及び要件を満たしていることがわかるものの写しを提出する（「勤務した日」には，週休日を含まない。**年次有給休暇等の給与支給対象日は「勤務した日」に含む。**）。
※４　転入前交付を受けていた組合員証等。
※５　転入前交付を受けていた被扶養者証の写しを添付（ない場合は，新規の認定と同様の書類を添付）。
※６　異動登録のため，**異動前及び異動後の所属所から提出する。**
※７　異動後の所属所から提出する（**組合員証番号が変更になる。**）。
※８　異動後の所属所から提出する。
※９　広島市費職員のうち，小学校・中学校及び特別支援学校等と市立高校等間で異動する場合は異動後の所属所から提出する（**組合員証番号が変更になる。**）。
※10　広島市とその他の市町で異動する場合は異動後の所属所から提出する（**組合員証番号が変更になる。**）。
※11　組合員証等は異動先の所属所に提出する。
※12　市町費職員の場合，又は有期職員が退職（転出）する場合必要。
※13　被扶養者がいる場合，転出先での被扶養者認定で必要なため，公立学校共済組合の被扶養者証の写しを取っておくこと。
※14　定年退職後，引き続き再任用職員となった場合も必要。任期付職員，臨時的任用職員及び会計年度任用職員が退職後，引き続き本務者として採用された場合も必要。
※15　前歴期間が長い場合，年金事務所等で発行される「被保険者記録照会回答票」の写しを添付することで内容の記載を省略できる（年金加入期間等報告書には，別紙のとおりと記入すること。）。
※16　初めて組合員の資格を取得する場合及び前回の資格喪失から１日以上間を空けて資格を取得する場合は提出が必要。
※17　全ての組合員（臨時的任用職員，任期付職員，再任用職員（フルタイム）等含む）が退職する場合に提出必要。ただし，年金受給者が退職の場合は提出不要。別途書類を送付するので支部まで連絡すること。
※18　市町費職員は，互助組合に加入できない場合がある。
※19　加入希望者は，互助組合に資格取得から20日以内に提出する（退職医療制度の加入者を除く。）。ただし，市町費職員は加入できない場合がある。

組合員証・被扶養者証の返納は，必ず異動前の所属所に！
（ただし，他支部に異動する場合はその異動先に提出）

次のページへ続く

人事異動に伴う必要な手続 ②

○：必ず提出　　△：該当する場合提出

問合せ先		共　済　組　合							互　助　組　合
		経理貸付係							貸　付
		082-513-4955							082-228-1386
異動事項 ＼ 提出書類		貸付金残高証明願	貸付申込書	借用証書	貸付事業における個人情報に関する同意書	借入状況等申告書	直近(最新)の給料明細書等の写し	転入前共済組合発行の貸付金残高証明書	
新規	a　新規採用	―							―
新規	b　任期付職員	―							―
新規	c　再任用職員(フルタイム)	―							―
新規	d　臨時的任用職員　※1	―							―
新規	e　会計年度任用職員のうち共済組合資格取得者	―							―
継続	上記ｂからｅの者で任用期間延長(継続の手続きが不要となっている職員を除く)	―							―
転入	他支部から(他県から)	当支部に電話連絡(当支部で引き続き償還)							―
転入	他の公務員共済組合から(市町教育委員会･知事部局･県警等から)	―	△ ※21						△ ※24
県内異動	県費職員→県費職員	手続不要							手続不要
県内異動	広島市費職員のうち小学校・中学校･特別支援学校間で異動する職員(教育委員会人事･給与システム対象間)	手続不要							手続不要 ※25
県内異動	県費職員→市町費職員(県立高校→市立高校 等)	手続不要							手続不要 ※25 又は ※26
県内異動	市町費職員→県費職員(市立高校→県立高校 等)	手続不要							手続不要 ※25
県内異動	市町費職員→同一の市町費職員(市立幼稚園→同一の市立幼稚園 等)	手続不要							手続不要 ※25
県内異動	市町費職員→他の市町費職員(市立高校→他市の市立高校 等)	手続不要							手続不要 ※25 又は ※26
転出	他支部へ(他県へ)	当支部に電話連絡(他支部で引き続き償還)							全額返済
転出	他の公務員共済組合へ(市町教育委員会･知事部局･県警等へ)	○ ※22	―						△ ※24
退職		手続不要 ※23							全額返済 ※27

※21　転入前の共済組合からの借入金を返済するために，当共済組合で貸付を受ける場合のみ提出する。
◆申込締切日 … 貸付決定月の5日（県の休日の場合は，その翌日）必着
◆貸付限度額 … 転入前の共済組合の貸付金残高の範囲内で，かつ，当共済組合の定める最高限度額の範囲内
◆貸付金の単位 … 1円単位
◆貸付金の振込 … 貸付決定月の22日（県の休日の場合は，その翌日）に本人の口座に振り込む。転入前の共済組合への返済は，組合員自身が行う。

※22　未償還元利金は，原則全額一括返済となる。当共済組合が発行する「振込依頼書」指定の口座に振り込むことにより，速やかに返済する。
ただし，転出先共済組合との協定により，転出後も引き続き償還が可能な場合がある（該当者には当共済組合から通知がある。）。

※23　未償還元利金は，退職手当から控除する。（退職手当金から全額控除できない場合は，不足分を当共済組合が発行する「振込依頼書」で支払う。）

※24　転出先の互助組合との協定により，引き続き償還が可能な場合がある。

※25　異動から数か月間は，償還金を「振込依頼書」で支払う場合がある。

※26　当互助組合に加入できない市町費の職員になる場合は，転出扱い。

※27　未償還元利金は，退職手当から控除する。
（退職手当金から全額控除できない場合は，不足分を互助組合が発行する「振込依頼書」で支払う。ただし，一部の市町費組合員は全額振込による償還となる。）

臨床心理士ひとことコラム ～シリーズ「セルフケア」⑮～

備えあれば憂いなし ―春に向けて―

セルフケアは，ストレスの原因を知り，対応することも含みます。今回は「春のストレス原因」についてご紹介します。

まず，「異動」です。物品の場所もわからず，行事の準備について見通しも持てず，とても負担ですよね。学校の種別（小・中・高）や障害の種別（肢体不自由・聴覚・視覚・知的（情緒）・病弱）が異なる学校への異動は，以前の業務・指導経験をそのまま適用できず新しい知識や技能の習得を求められるため，特に負担が大きいです。無理のない範囲でコツコツ勉強し，専門性を高めましょう。

次に，「引越し」です。新しい場所で一から生活を整えることは大変ですよね。できるだけ早く，お気に入りのお店を見つけてみてくださいね。

こころの健康心理相談員　眞鍋　一水